

サービスAについての質問と回答

No.	項目	質問内容	回答	質問者	質問日
1	サービス内容について	(資料P8に関して) サービス提供内容についてですが、「食事、入浴の提供はなく」と記載されていますが、独居等の方については食事提供のニーズもあるかと思えます。任意に食事を提供する事は可能でしょうか？また、その際は、サービス提供時間に含まれますか？	鈴鹿亀山地区広域連合における通所型サービスAは、状態が安定しており、日常生活は概ね自立している方を対象にしており、食事、入浴の提供は想定していません。日常生活における食事や入浴に専門職による介助の必要性の確認のうえ、他のサービスの利用の検討をお願いします。また、通所型サービスAのサービス提供時間以外で、自己負担による食事や入浴の提供を行うことについて、制限するものではありませんが、その際、他法令に抵触しないことや、事故等が発生した場合の損害賠償等の確認のうえ行う必要はあると思われま。	通所介護事業所	R3.2.16
2	サービス内容について	(資料P8に関して) サービス提供内容についてですが、サービス提供内容に「外出」は認められるのでしょうか？認められるとすれば、移動時間等を含めてサービス提供時間と考えてよいのでしょうか？	事業所内でサービスを提供することが原則ですが、サービス提供内容として実施する「外出」とは以下の要件にすべて該当する場合とします。 ①あらかじめ個別サービス計画に位置づけられていること ②身体機能の低下予防のための運動等効果的な自立支援のためのサービスが提供できる なお、外出の移動中も含めて職員が同行し支援が継続しているという観点から、施設と外出先の往復の移動時間も含めてサービス提供時間とします。	通所介護事業所	R3.2.16
3	サービス利用方法について	(資料P9に関して) 事業対象者、要支援者共に、月上限回数の設定と、旧介護予防通所介護に相当するサービスとの併用が不可の理由を教えてください。これらのルールについて、例外は認められないですか？	鈴鹿亀山地区広域連合における通所型サービスAは、状態が安定しており、日常生活は概ね自立している、機能の低下が比較的軽度なうちから、自立のための取り組みを開始し、重度化を予防することを目的として新たに創設されました。総合事業における旧介護予防通所介護に相当するサービスとは、対象とする方の状態像が異なり、提供するサービス内容も異なりますので、サービスの併用は想定していません。また、通所型サービスAの上限回数を超過しての利用が必要とされる場合については、「状態が安定し、日常生活は概ね自立している」とは異なる状態にあることも考えられますので、利用者の状態像を再確認し、利用するサービスの再検討をしてください。	通所介護事業所	R3.2.16
4	個別サービス計画の作成について	(資料P11に関して) 運営基準について、「必要に応じ、個別サービス計画作成」となっていますが、どのような場合が想定されるのでしょうか？	個別サービス計画は、サービスの提供にあたり、利用者の介護予防に資するよう、利用者の日常生活全般の状況や、希望を踏まえて、通所型サービスAの目標や具体的なサービス内容を示し、利用者又はその家族に説明、同意を得たうえで適正にサービスの提供を行うためものです。また、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、その内容に沿って通所型サービスAの目標等が設定されている必要があります。このことを踏まえ、必要に応じて個別サービス計画を作成してください。	通所介護事業所	R3.2.16